

風水害タイムライン【豪雨版（前線による大雨の場合）】（本巢市版）

2021年5月

時間	水象・気象情報			本巢市				国	県		備考	
	事象	判断基準等 ※水位については別紙参照	助言	警戒 レベル	避難 情報	行動項目・内容	周知すべき住民の行動	連携する機関等 消防・警察 地域組織		対応		助言
1 事前対策			・気象台が提供する情報の種類、内容について周知・助言 ・土砂災害警戒判定メッシュ情報の確認方法について周知・助言			【事前準備】 □各課における事前対策の確認 ◇タイムラインの確認 ◇職員体制、伝達体制、水防設備、備蓄資機材、避難場所等の確認 ◇自主防災組織、要配慮者支援、ボランティア等の対応確認	□日ごろ確認しておく事項 ・周辺の危険箇所 ・避難場所、避難ルート ・家族との連絡方法	●	●		□土砂災害警戒区域・浸水想定区域における情報伝達一覧表の更新・共有により速やかな避難指示発令への備えを構築	
2 約1日前	大雨の可能性が高くなる	大雨に関する気象情報 <予告> ※府県気象情報等				□防災担当課における事前準備 ◇担当職員の連絡体制確認 ◇気象情報や雨量の状況を集集 □関係課における今後の検討 ◇幼稚園、小学校、中学校の休校検討	□気象情報に気をつける			□工事現場の安全確保 □維持業者、災害協定業者との連絡体制の確認		
3 半日～ 数時間前	災害が起こるおそれがある	大雨・洪水注意報 警戒レベル2	【随時】 ホットライン 本巢市→ 岐阜地方気象台 高齢者等避難、避難指示等の判断や防災体制の検討等を行う際に必要となる気象状況やその見通し等についての市からの照会に対して、助言を行う。			【準備体制】 □防災気象情報の収集 岐阜県防災情報、岐阜県川の防災情報、ぎふ土砂災害警戒ポータル、気象庁HP（土砂災害警戒判定メッシュ情報、大雨警報（浸水害）の危険度分布、洪水警報の危険度分布）などを利用）、その他気象観測情報（POTOKAなど） □関係課における事前準備 ◇県からのメール配信により、気象状況等の情報収集 ◇避難行動要支援者等へ避難の呼びかけ（防災行政無線、広報車など） 要配慮者利用施設へ情報を直接伝達（電話、FAX等） ◇幼稚園、小学校、中学校の休校決定 ◇高齢者等避難の発令を検討 ◇避難場所の開設の検討・準備	□以後、テレビ、ラジオ、気象庁HPなどから最新の気象情報を入力 □避難場所の確認	●	●	□気象台からの情報の入手 □警戒準備体制移行 □職員体制の検討		【随時】
4	夜間から早期に大雨になることが予想される	大雨注意報において 夜間～早期に大雨警報に 切り替える可能性を言及	本巢市→ 国交省 木曾川上流河川事務所 高齢者等避難、避難指示等の判断や防災体制の検討等を行う際に必要となる根拠川水位予測データの提供を求める。	レベル3	高齢者等避難	□避難が必要な状況が夜間・早朝となる見込みの場合は、早めに高齢者等避難を出す □避難場所の開設 □高齢者等への避難の呼びかけ（防災行政無線、広報車など） □高齢者等避難を出した場合は、【警戒第二体制】へ移行	（高齢者等避難が出された場合） □危険な場所から高齢者等は避難（立退き避難又は屋内安全確保） □高齢者以外の人も必要に応じ避難の準備又は自主的な避難	●	●	□高齢者等避難発令時は警戒第二体制設置		市町村の求めに応じた技術的助言を実施
5	大雨が始まる。降雨の強さが増す	水防団待機水位				【災害注意体制】 □関係課における今後の検討 ◇職員体制の確認 ◇警戒すべき区域の巡視 ◇指定避難所の開設検討・準備 ◇幼稚園、小学校、中学校の休校決定 ◇避難行動要支援者の避難場所受入体制の整備ができる要員を確保 □防災体制の強化（管理職を配置し、高齢者等避難を出す判断ができる体制） □水防団へ待機を指示する	□窓や戸雨など家の外の点検 □避難場所の確認	●	●	□本部連絡員会議開催 ・気象情報の共有 ・体制の周知 □土木事務所から市町村に対し水防団待機水位に達したことの情報提供		
6 数時間～ 2時間 程度前	重大な災害が起こるおそれがある	大雨警報（土砂災害） 大雨警報（浸水害） 洪水警報 警戒レベル3相当				【警戒第一体制【第1段階】】 □大雨・洪水・暴風警報のいずれかが発表された場合は、風水害警戒班が各庁舎に参集し、気象情報の収集、住民からの通報対応、危険箇所の巡視を実施。 □防災体制の強化（管理職を配置し、高齢者等避難を出す判断ができる体制） □河川水位、雨量、降水短時間予測、流域雨量指数の予測値等の確認 □警戒すべき区域の巡視（巡視結果の関係機関との共有） □高齢者等避難対象地域の検討 □避難行動要支援者への情報伝達 □避難場所の開設の検討・準備 □必要に応じ土木事務所長等へ助言の要請	□避難（立退き避難又は屋内安全確保）の必要性を検討し避難の準備をする □危険な場所に近づかない	●	●	警戒第一体制移行 ※大雨警報（土砂災害）発表の場合は、警戒第二体制移行 ※高齢者等避難が出された場合は、警戒第二体制移行		
7	氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれる	水防警報（準備） 氾濫注意情報（氾濫注意水位超過） 国管理河川の洪水の危険度分布で「氾濫注意水位超過相当（黄）」		レベル3	高齢者等避難	【警戒第一体制【第1段階】】 （降雨状況等から水位上昇の恐れがない場合） □気象情報の収集、住民からの通報対応、危険箇所の巡視を実施 【警戒第一体制【第2段階】】 （今後の降雨等により浸水害の恐れがある場合） □高齢者等避難を出した場合は、【警戒第二体制】へ移行 □防災体制の強化（管理職を配置し、高齢者等避難を出す判断ができる体制） □河川水位、雨量、降水短時間予測、流域雨量指数の予測値等の確認 □警戒すべき区域の巡視（巡視結果の関係機関との共有） □高齢者等避難対象地域の検討 □避難行動要支援者への情報伝達 □避難場所の開設の検討・準備 □水防団へ出動準備を指示（必要に応じ出動の指示） □必要に応じ土木事務所長等へ助言の要請	□日頃と異なっていたことがあれば市役所などへ通報 □テレビ、ラジオ、インターネットなどによる情報収集 □防災情報の入手 （高齢者等避難が出された場合） □危険な場所から高齢者等は避難（立退き避難又は屋内安全確保） □高齢者以外の人も必要に応じ避難の準備又は自主的な避難	●	●	□土木事務所から市町村に対し水防警報（準備）を発令 □高齢者等避難発令時は警戒第二体制設置		

時間	水象・気象情報			本黒市				国	県		備考		
	事象	判断基準等 ※水位については別紙参照	助言	警戒 レベル	避難 情報	行動項目・内容	周知すべき住民の行動	連携する機関等 消防・警察 地域組織		対応		助言	
8	以下のいずれかの基準・目安に到達 ・避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれる ・洪水の危険度分布で「避難判断水位超過相当(赤)」 ・洪水警報危険度分布が【警戒】の状態 ・水路溢水の発生 ・低地の浸水 など	 		レベル3	高齢者等避難	【警戒第一体制【第2段階】】 (降雨状況等から水位上昇の恐れがない場合) <input type="checkbox"/> 気象情報の収集、住民からの通報対応、危険箇所の巡視を実施 【警戒第二体制】 <input type="checkbox"/> 災害警戒本部を設置 <input type="checkbox"/> 高齢者等避難を出す → 高齢者等避難により、【警戒第二体制】へ移行 <input type="checkbox"/> 指定避難所の開設 <input type="checkbox"/> 避難者がある場合は、保健師を避難所へ派遣 <input type="checkbox"/> 避難行動要支援者等へ避難の呼びかけ(防災行政無線、広報車など) <input type="checkbox"/> 要配慮者利用施設へ情報を直接伝達(電話、FAX等) <input type="checkbox"/> 避難状況、被害状況の把握・報告 <input type="checkbox"/> 河川水位、雨量、降水短時間予測、流域雨量指数の予測値等の確認 <input type="checkbox"/> 避難指示対象地域の検討 <input type="checkbox"/> 防災体制の強化(避難指示を出せる体制) <input type="checkbox"/> 土木事務所長等へ助言の要請	<input type="checkbox"/> 日頃と異なっていたことがあれば市役所などへ通報 <input type="checkbox"/> 危険な場所から高齢者等は避難(立退き避難又は屋内安全確保) <input type="checkbox"/> 高齢者以外の人も必要に応じ避難の準備又は自主的な避難	●	●		<input type="checkbox"/> 警戒第二体制移行 <input type="checkbox"/> 土木事務所から市町村に対し避難判断水位に達したことの情報提供		
9	土砂災害の危険度が高まる	 		レベル3	高齢者等避難	【警戒第二体制】 <input type="checkbox"/> 災害警戒本部を設置 <input type="checkbox"/> 高齢者等避難を出す → 高齢者等避難により、【警戒第二体制】へ移行 <input type="checkbox"/> 指定避難所の開設 <input type="checkbox"/> 避難者がある場合は、保健師を避難所へ派遣 <input type="checkbox"/> 避難行動要支援者等へ避難の呼びかけ(防災行政無線、広報車など) <input type="checkbox"/> 要配慮者利用施設へ情報を直接伝達(電話、FAX等) <input type="checkbox"/> 避難状況、被害状況の把握・報告 <input type="checkbox"/> 河川水位、雨量、降水短時間予測、流域雨量指数の予測値等の確認 <input type="checkbox"/> 避難指示対象地域の検討 <input type="checkbox"/> 防災体制の強化(避難指示を出せる体制) <input type="checkbox"/> 水防団へ出動の指示 <input type="checkbox"/> 土木事務所長等へ助言の要請	<input type="checkbox"/> 日頃と異なっていたことがあれば市役所などへ通報 <input type="checkbox"/> 危険な場所から高齢者等は避難(立退き避難又は屋内安全確保) <input type="checkbox"/> 高齢者以外の人も必要に応じ避難の準備又は自主的な避難	●	●		<input type="checkbox"/> 警戒第二体制移行 <input type="checkbox"/> 県事務所から市町村に対し、高齢者等避難(土砂災害)の検討状況を確認		
10	記録的な大雨が出現した(数年に一度という大雨を観測)		【随時】 ホットライン 気象台→ 総務課長 既に警報等で十分警戒を呼びかけている状況下において、更に災害の危険性が切迫している場合など、県・市町村に対し、直接厳重な警戒を呼びかける。		避難指示	【警戒第二体制】 <input type="checkbox"/> 災害対策本部を設置 <input type="checkbox"/> 土砂災害ポータルにより、土砂災害の危険度を確認し、危険箇所の巡視 <input type="checkbox"/> 必要な地域に避難指示を出す <input type="checkbox"/> 避難の呼びかけ(防災行政無線、広報車、緊急速報メールなど) <input type="checkbox"/> 指定避難所の開設 <input type="checkbox"/> 避難者がある場合は、保健師を避難所へ派遣 <input type="checkbox"/> 避難行動要支援者の避難完了の確認 <input type="checkbox"/> 要配慮者利用施設へ情報を直接伝達(電話、FAX等) <input type="checkbox"/> 避難状況、被害状況の把握 <input type="checkbox"/> 土木事務所長等へ助言の要請	<input type="checkbox"/> 危険な場所から全員避難(立退き避難又は屋内安全確保)	●	●		<input type="checkbox"/> 県災害対策本部設置		
11	以下のいずれかの基準・目安に到達 ・氾濫危険水位に到達 ・避難判断参考水位到達(おそれ) ・洪水の危険度分布が「氾濫危険水位超過相当(紫)」 ・洪水警報危険度分布が【非常に危険】な状態 ・護岸損傷のおそれ ・堤防に異常な漏水・浸食等 など	 		レベル4	避難指示	【警戒第二体制】 <input type="checkbox"/> 災害警戒本部を設置 <input type="checkbox"/> 必要な地域に避難指示を出す <input type="checkbox"/> 避難の呼びかけ(防災行政無線、広報車、緊急速報メールなど) <input type="checkbox"/> 指定避難所の運営、避難状況の確認 <input type="checkbox"/> 避難者がある場合は、保健師を避難所へ派遣 <input type="checkbox"/> 避難行動要支援者の避難完了の確認 <input type="checkbox"/> 要配慮者利用施設へ情報を直接伝達(電話、FAX等) <input type="checkbox"/> 浸水警戒箇所の巡視と対応 <input type="checkbox"/> 避難状況、被害状況の把握 <input type="checkbox"/> 活動中の水防団に安全確保指示 <input type="checkbox"/> 土木事務所長等へ助言の要請	<input type="checkbox"/> 危険な場所から全員避難(立退き避難又は屋内安全確保)	<input checked="" type="checkbox"/> 消防 【随時】 <input checked="" type="checkbox"/> 消防本部設置 <input checked="" type="checkbox"/> 岐阜市消防本部に警防本部立ち上げ <input checked="" type="checkbox"/> 職員派遣 <input checked="" type="checkbox"/> 市本部へ職員派遣 <input checked="" type="checkbox"/> 警察 【随時】 <input checked="" type="checkbox"/> リエゾン派遣 <input checked="" type="checkbox"/> 市本部へ職員派遣	●		【随時】 <input checked="" type="checkbox"/> リエゾン派遣 <input checked="" type="checkbox"/> 市町本部へ職員派遣 <input checked="" type="checkbox"/> 土砂災害警戒情報を補足する土砂災害危険度分布図を情報提供 【随時】 <input checked="" type="checkbox"/> ホットライン <input checked="" type="checkbox"/> 土木事務所長から市長等へ、直接、避難指示(浸水害)に関する助言	<input type="checkbox"/> 県災害対策本部設置 <input type="checkbox"/> 土木事務所から市町村に対し氾濫危険水位に達したことの情報提供 <input type="checkbox"/> 土木事務所長から首長等へ、直接、避難指示(浸水害)に関する助言	
12	土砂災害発生の危険度が高まる 	 			避難指示	【警戒第二体制】 <input type="checkbox"/> 災害警戒本部を設置 <input type="checkbox"/> 必要な地域に避難指示を出す <input type="checkbox"/> 避難の呼びかけ(防災行政無線、広報車、緊急速報メールなど) <input type="checkbox"/> 指定避難所の運営、避難状況の確認 <input type="checkbox"/> 避難者がある場合は、保健師を避難所へ派遣 <input type="checkbox"/> 避難行動要支援者の避難完了の確認 <input type="checkbox"/> 要配慮者利用施設へ情報を直接伝達(電話、FAX等) <input type="checkbox"/> 浸水警戒箇所の巡視と対応 <input type="checkbox"/> 避難状況、被害状況の把握 <input type="checkbox"/> 活動中の水防団に安全確保指示 <input type="checkbox"/> 土木事務所長等へ助言の要請	<input type="checkbox"/> 危険な場所から全員避難(立退き避難又は屋内安全確保)		●		<input type="checkbox"/> 県災害対策本部設置 <input type="checkbox"/> 土木事務所長から首長等へ、直接、避難指示(土砂災害)に関する助言	【随時】 <input checked="" type="checkbox"/> ホットライン <input checked="" type="checkbox"/> 土木事務所は市町村に受信確認 <input checked="" type="checkbox"/> 補足情報として、土砂災害の危険度が高いメッシュ箇所を情報提供	

時間	水象・気象情報			本県市				国	県		備考
	事象	判断基準等 ※水位については別紙参照	助言	警戒 レベル	避難 情報	行動項目・内容	周知すべき住民の行動	連携する機関等 消防・警察 地域組織		対応	
13	記録的な大雨が出現した(数年に一度という大雨を観測)	記録的短時間大雨情報(土砂災害警戒情報発表後)		レ ス 5	緊急安全確保	【非常体制】 □必要な地域に緊急安全確保を出し、要救助者の有無を確認 □緊急安全確保等の対象地区の範囲が十分かなど、既に実施済の措置内容の確認、追加措置の検討 □活動中の水防団に安全確保の指示、確認 □災害現場等の応急対策の実施 □土木事務所長等へ助言の要請	□命の危険、直ちに安全確保 □立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する(高所への移動、近傍の堅固な建物への退避等)	●	●	□県災害対策本部設置第二非常体制	
14	土砂災害発生の危険度が一層高まる	土砂災害警戒情報の補足情報で基準を状況で超過				【非常体制】 □必要な地域に緊急安全確保を出し、要救助者の有無を確認 □緊急安全確保等の対象地区の範囲が十分かなど、既に実施済の措置内容の確認、追加措置の検討 □活動中の水防団に安全確保の指示、確認 □災害現場等の応急対策の実施 □土木事務所長等へ助言の要請	□命の危険、直ちに安全確保 □立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する(高所への移動、近傍の堅固な建物への退避等)			□県災害対策本部設置第二非常体制	□土木事務所長から首長等として、実況雨量で土砂災害警戒情報の基準を超過したことを情報提供
15	以下のいずれかの基準・目安に到達 ・氾濫開始相当水位に到達 ・洪水の危険度分布で「氾濫している可能性(黒)」 ・堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 ・樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合	氾濫開始相当水位到達 国管理河川の洪水の危険度分布で「氾濫している可能性(黒)」 堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合				【非常体制】 □必要な地域に緊急安全確保を出し、要救助者の有無を確認 □緊急安全確保等の対象地区の範囲が十分かなど、既に実施済の措置内容の確認、追加措置の検討 □活動中の水防団に安全確保の指示、確認 □災害現場等の応急対策の実施 □土木事務所長等へ助言の要請	□命の危険、直ちに安全確保 □立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する(高所への移動、近傍の堅固な建物への退避等)			□県災害対策本部設置第二非常体制	□土木事務所長から首長等へ、直接、緊急安全確保に関する助言 【ホットライン】 ・洪水予報河川、水位周知河川において氾濫発生情報を発令した場合のみ
16	重大な災害が起こるおそれ著しく大きく、非常に危険な状況にある(数十年に一度の大雨が予想される)	特別警報に準ずる情報	【特別警報に準ずる時】 ホットライン 気象台→総務課長 特別警報に準ずる雨量を観測したことにより、直接厳重な警戒を呼びかける旨の連絡あり。			【非常体制】 □必要な地域に緊急安全確保を出し、要救助者の有無を確認 □緊急安全確保等の対象地区の範囲が十分かなど、既に実施済の措置内容の確認、追加措置の検討 □活動中の水防団に安全確保の指示、確認 □災害現場等の応急対策の実施 □土木事務所長等へ助言の要請	□命の危険、直ちに安全確保 □立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する(高所への移動、近傍の堅固な建物への退避等)			□県災害対策本部設置第二非常体制	□全市町村にFAXで通知 □対象市町村に電話で連絡 【特別警報に準ずる時】 ホットライン 県→本県市 特別警報に準ずる雨量を観測したことにより、厳重な警戒を呼びかける旨の連絡あり。
17		大雨特別警報(浸水害・土砂災害)	【大雨特別警報時】 ホットライン 気象台→総務課 市町村担当者へメール送信。状況によっては電話連絡 緊急速報メール→市民 市民に対し緊急速報メールによって大雨特別警報の発表が送信される。			【非常体制】 □必要な地域に緊急安全確保を出し、要救助者の有無を確認 □緊急安全確保等の対象地区の範囲が十分かなど、既に実施済の措置内容の確認、追加措置の検討 □住民への周知義務に基づき、非常に危険な状況であること、そして、直ちに最善を尽くして身を守るよう住民に呼びかけ □活動中の水防団に安全確保の指示、確認 □警察・消防の広域派遣部隊、自衛隊、国交省の派遣要請を検討 □災害現場等の応急対策の実施 □土木事務所長等へ助言の要請	□命の危険、直ちに安全確保 □立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する(高所への移動、近傍の堅固な建物への退避等)			□県災害対策本部設置第二非常体制	□全市町村にFAXで通知 □対象市町村に電話で連絡 【大雨特別警報時】 ホットライン 県→本県市 特別警報を発令する旨の連絡あり
18	災害発生	・堤防決壊・溢水・越水・内水氾濫の発生 ・急傾斜地の崩壊・土石流・地滑りの発生 など		レ ス 6	災害発生	【非常体制】 □必要地域に災害発生を発表 □要救助者の有無を確認 □緊急安全確保等の対象地区の範囲が十分かなど、既に実施済の措置内容の確認、追加措置の検討 □活動中の水防団に安全確保の指示、確認 □警察・消防の広域派遣部隊、自衛隊、国交省の派遣要請を検討 □災害現場等の応急対策の実施 □土木事務所長等へ助言の要請	□命の危険、直ちに安全確保 □立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する(高所への移動、近傍の堅固な建物への退避等)	●	□県災害対策本部設置第二非常体制	□警察・消防の広域派遣部隊、自衛隊、国交省(TEC-FORCE、災害対策機械)の派遣要請	

【留意事項】

- 本タイムラインの時系列について
本タイムラインの時系列は、あくまで標準的に考えられる時系列を示したものであり、今後の災害時には、この時系列にとらわれない、臨機応変な対応が求められる場合があるので留意すること。
- 本タイムラインでの避難所の定義について
災害対策基本法の平成25年度改正に伴い切迫した災害の危険から命を守るために避難する場所である「指定緊急避難場所」(屋内・屋外は問わない)と災害により住宅を失った場合等において一定期間避難生活を送る「指定避難所」(屋内)に区分することとなった。本タイムラインでは「指定緊急避難場所」を「避難場所」として表現している。
- 水位について
基準水位の位置付けは、26年度に見直しを実施しており、見直し後となる27年度以降は氾濫注意水位、避難判断水位、氾濫危険水位などの基準水位と避難指示等の判断基準との位置付けが変更された。なお、基準水位は、市内河川の内、根尾川(国管理区間)・糸貫川・犀川・板屋川の4河川において設定されている。
- 災害種別毎の避難行動の特徴について
(1)洪水浸水想定区域等の災害リスクのある区域等の居住者の避難行動は立退き避難が基本であるが、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認できた場合、自らの判断で「屋内安全確保」することも可能である。(避難情報に関するガイドライン 19頁)
(2)土砂災害警戒区域等の居住者等の避難行動は立退き避難が基本である。土砂災害が発生、切迫した場合には「緊急安全確保」を行う。ただし、土石流が想定される区域においては、指定緊急避難場所等までの移動がかえって命に危険を及ぼしかねないと判断されるような状況では、土砂災害警戒区域等から離れた堅牢な建物(できれば高階層)や河川や溪流から高低差のある場所へ移動することが考えられる。
また、小規模な斜面崩壊(崖崩れ)が想定される区域において、指定緊急避難場所までの移動がかえって命に危険を及ぼしかねないと判断されるような状況では、自宅の斜面の反対側2階以上に移動することが考えられる。(避難情報に関するガイドライン 20頁)
- 大雨特別警報について
大雨特別警報は2017年7月から市区町村単位での発表が行われるよう運用が変更されている。自治体には周知義務があるため、市の防災行政無線によりJアラートによる情報配信を利用して、情報を伝達するよう機器を設定済み。なお発表時には気象庁から緊急速報メールにより情報伝達が行われる。